

令和 2 年山形村議会第 4 回定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 12 月 14 日 (月曜日) 午後 1 時 3 0 分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《追加提出議案、提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 2 議案第 6 1 号
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 2 陳情第 2 号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 議案第 5 1 号
- 日程第 5 議案第 5 2 号
- 日程第 6 議案第 5 3 号
- 日程第 7 議案第 5 4 号
- 日程第 8 議案第 5 5 号
- 日程第 9 議案第 5 6 号
- 日程第 1 0 議案第 5 7 号
- 日程第 1 1 議案第 5 8 号
- 日程第 1 2 議案第 5 9 号
- 日程第 1 3 議案第 6 0 号
《追加議案、審議、表決》
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 1 4 発議第 7 号
- 日程第 1 5 発議第 8 号
- 日程第 1 6 閉会中の所管の事務調査の申出について
閉会宣告
-

出席議員（11名）

1番	春日	仁君	2番	大池	俊子君
3番	上條	倫司君	5番	百瀬	昇一君
6番	新居	禎三君	7番	大月	民夫君
9番	竹野	入恒夫君	10番	小林	幸司君
11番	小出	敏裕君	12番	福澤	倫治君
13番	三澤	一男君			

欠席議員

8番	百瀬	章君
----	----	----

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	本庄利昭君	副村長	小林かつ代君
教育長	根橋範男君	総務課長兼 会計管理者	上條憲治君
企画振興 課長	藤沢洋史君	税務課長	篠町通憲君
住民課長	中川俊彦君	保健福祉 課長	篠原雅彦君
子育て 支援課長	堤岳志君	産業振興 課長	村田鋭太君
建設水道 課長	古畑佐登志君	教育次長 (教育政策課長)	小林好子君
総務課 財政係長	児玉佳子君		

事務局職員出席者

事務局長	宮澤寛徳君	書記	上條美季君
------	-------	----	-------

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番、小林幸司議員、11番、小出敏裕議員を指名します。

◎議案第61号

○議長（三澤一男君） これより議事に入ります。

日程第2、議案第61号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第61号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

村民の方が役場側の了解の下に行った橋梁建設に係る自営工事を実施したところ、完成後の構造物が道路を使用する上で歩行の支障を来すなどとの地域住民の方からの

問合せがございました。

こうした地域住民の方の不安や疑問等を解消するための対応を検討してまいりましたが、結果として、村がこの橋の撤去のための費用約200万円を負担することといたしました。

適正な事務を管理し執行する立場にある村長として、このような結果を招いたことを重く受け止め、令和3年1月1日から同年2月28日までの2か月間、村長の給料月額100分の10に相当する額を減額するものであります。

このため、必要となる特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の説明が終了しました。

ただいま議題としました議案第61号の議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第61号につきましては委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催し、詳細説明を受けることと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題といたしました議案第61号につきましては、委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで、休憩します。

休憩。

（午後 1時34分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 1時37分）

○議長（三澤一男君） それでは、先ほど議題としました議案第61号について、これより質疑を行います。本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続いて討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第61号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決することに決定しました。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（三澤一男君） 委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る12月11日に委員会審査を行い、2陳情第2号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」については採択とし、措置として、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見では、医療・介護の現場は厳しい労働環境が続いており、さらに今般の新型コロナウイルス感染症が追い打ちをかけている。地域の安全・安心な医療・

介護提供体制を確保するためにも採択すべきであるとの意見がありました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申しあげましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について、討論、採決を行います。

日程第3、2陳情第2号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、2陳情第2号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」については採択と決定しました。

◎議案第51号～議案第60号

○議長（三澤一男君） 既提出議案の審議、表決を行います。

日程第4、議案第51号から、日程第13、議案第60号までの、既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります

が、ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

○総務産業常任委員長(竹野入恒夫君) 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る12月10日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第51号「山形村議会議員及び山形村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、議案第52号「山形村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第53号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第56号「令和2年度山形村一般会計補正予算(第6号)」の所管の款・項について、議案第59号「令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」議案第60号「令和2年度山形村水道事業会計補正予算(第3号)」の6議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇)

○福祉文教常任委員長(春日 仁君) 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る12月11日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第54号「山形村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「山形村ふるさと伝承館設置条例の廃止について」、議案第56号「令和2年度山形村一般会計補正予算(第6号)」の所管の款・項、議案第57号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」議案第58号「令和2年度山形村介護保険特別会計補正予算(第3号)」の5議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第4、議案第51号「山形村議会議員及び山形村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第52号「山形村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第53号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第54号「山形村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第55号「山形村ふるさと伝承館設置条例の廃止について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 9、議案第 5 6 号「令和 2 年度山形村一般会計補正予算（第 6 号）」について
討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

○議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告
のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第 5 6 号は、原案のとおり
可決することに決定しました。

日程第 1 0、議案第 5 7 号「令和 2 年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第
3 号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告
のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第 5 7 号は、原案のとおり
可決することに決定しました。

日程第 1 1、議案第 5 8 号「令和 2 年度山形村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」
について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告
のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12、議案第59号「令和2年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13、議案第60号「令和2年度山形村水道事業会計補正予算(第3号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、既提出議案審査、表決は終了しました。

ここで、先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等、議案整理のため、暫時休憩します。

休憩。

(午後 1時57分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午後 1時58分）

◎発議第7号

○議長（三澤一男君） 日程第14、発議第7号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

（1番 春日 仁君 登壇）

○1番（春日 仁君） 発議第7号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染拡大による医療崩壊が危惧される背景には、構造改革路線の下で効率最優先の医療提供体制への再編、縮小や医師、看護師をはじめとする医療従事者の抑制政策などが進められ、感染症対策のかなめとなる保健所を減らしてきた政府の医療・社会保障政策があります。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るため、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態の際に、経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療、介護、福祉そして公衆衛生施策の拡充を求め、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣です。

ご審議をよろしく願います。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案件は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第8号

○議長(三澤一男君) 日程第15、発議第8号「災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

竹野入恒夫議員。

(9番 竹野入恒夫君 登壇)

○9番(竹野入恒夫君) 発議第8号「災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書」の提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思っております。

近年の気象変動による自然災害や大規模地震の発生により、本県を含む全国では甚大な被害が発生しており、今後も糸魚川静岡構造線断層帯による大規模な地震発生も危惧されています。

このような中には、平成30年度から防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策に取り組んでおりますが、今後も継続的で手厚い支援が求められています。

これらから、国会及び政府において、災害からの早期復旧・復興を図るとともに、防災・減災国土強靱化に向けた社会資本整備を一層進めていくことが必要です。

以上のことから関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣(防災)です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本

案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長(三澤一男君) 日程第16「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお所管の事務調査をすることに決定しました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長(三澤一男君) ここで、村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

(本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 第4回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月4日の開会以来、本日に至るまで11日間にわたり開催されてまいりました。

本定例会には、開催初日に11件の議案を上程し、また本日、条例の一部改正の議案1件を追加提案いたしました。

上程をいたしました12の案件につきましては、それぞれ慎重にご審議をいただき、原案のとおりお認めをいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

本定例会の会期中に議員の皆様から頂きましたご意見・提案などにつきましては、今後の村政の運営に参考にさせていただきます。

コロナに翻弄された令和2年でございましたが、本年も残すところ16日となりました。迎える新しい年が、災いが福に変わり、平和な年であること祈念申し上げ、議員各位には、寒さも増してまいりますので、健康には十分ご留意の上、ますますのご活躍をお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、令和2年第4回山形村議会定例会を閉会し、散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 2時 8分)
